

## 種苗法改定 「有機農業及び有機農産物の生産に使う種子」に関わる意見

NPO 日本有機農業研究会・NPO 有機農業推進協会

有機農業に自家採種は不可欠。すべての品種において自家増殖を認めるべき。

(1) 伝統を継承した有機農業において、自家採種は基本・必須の営み

伝統を継承しつつ本来の科学に基づく知見を統合して現代に生かす有機農業は、次期作に使う種子・苗を自家採種・自家増殖することは基本中の基本である。

有機農業に限ることではないが、種苗は、栽培地の気候風土、気象条件や地域・圃場条件に合わせることで品質の良い作物につながる。それには自家増殖が必須である。登録品種であるなしにかかわらず、すべての品種において、自家増殖を認めるべきである。

有機農業をしやすくするため、伝統的な品種や有機農業に向く品種の種子を農家同士で交換・譲渡する地域に根付いた小規模の種苗交換会等が各地で行われている。こうした地域の小規模の種子の交換・譲渡などは、伝統的な農民の知恵として長きにわたり行われてきた。現代の民間企業の商業的活動と同列に扱った規制をすべきではない。

(2) 有機農業は、「遺伝子操作」した種子は使わない。

自家増殖により非遺伝子操作の種子を確保。また、種苗に、「遺伝子操作」使用の有無の表示義務付けが必須。

JAS 法（農林物資の規格等に関する法律）に基づく「有機農産物 JAS 規格」でも、有機農業推進法の有機農業の定義（第2条）でも、使用する種子に「遺伝子組換え」（組換え DNA 技術）を使った種子を禁止している。

この基準は、国際標準（FAO/WHO 合同食品規格委員会）（コーデックス委員会）の有機生産等に関するガイドラインに準拠したものであり、「遺伝子操作」技術全般を規制している。したがって、近年になり出現した「ゲノム編集」技術による種子も含まれる。

参考 コーデックス基準の農水省の直訳は、次である。

**「1.5 遺伝子操作／遺伝子組換え生物（GEO／GMO）により生産された全ての原料又は製品は、（栽培、生産又は加工のいずれについても）有機生産の原則に適合しないため、本ガイドラインの下では使用が認められない」**

農水省はすでに昨年9月以降、上述のコーデックス基準の直訳に準拠する形で、「ゲノム編集」技術の種子も含み、遺伝子操作を「有機 JAS」での禁止技術とする方針を出している。

有機 JAS 認証は、農産物の分析ではなく、記録等に基づく「生産行程の管理」の「確認」や流通段階毎の事実関係の確認による認証方法をとっている。

「遺伝子操作技術を使わない」種子の確認には、「種苗の包装」に、ゲノム編集を含むすべての「遺伝子操作」使用の有無の表示を義務付ける必要がある。

こうした種苗への表示義務付けは、種苗法では第59条にある「指定種苗制度」により可能になるはずである。既に、種苗の包装に「発芽率」「生産地」などの5項目の表示を義務付けており、「6」番目として、「その他農林水産令で定める事項」があり、「農薬の使用履歴（使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数）」の表示が義務付けられている。

同様に、有機農産物等の JAS 規格の認証に必要な、ゲノム編集を含む、「遺伝子操作技術使用の有無」の表示の義務付けが必要不可欠である。

以上 20201123